

## 8 . 国庫補助負担金の改革について（事業別）

### 道 路

- ・ 道路整備に対する補助事業は、原則として空港・港湾アクセス道路など重要なネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策など国家的見地から支援が必要な事業に重点化することにより、抑制。
- ・ 舗装補修事業に対する補助の廃止（補助国道、地方道）。
- ・ 一次舗装新設及び単独二次舗装について、補助の廃止（地方道）。
- ・ 橋梁補修事業（地方道）の採択基準の引上げ。  
（単年度事業費 1億円以上 1.5億円以上）
- ・ みちづくり交付金事業（地方道路整備臨時交付金）について、個別事業の実施を地方の自由裁量に委ね、国はパッケージとしての計画目標の達成度を事後評価する仕組みに改革。

### 治 水

- ・ 河川改修に係る補助事業については、頻発する豪雨水害への対策等集中的に実施すべき事業を除き、抑制。
- ・ 河川修繕費補助、砂防設備修繕費補助及び地すべり防止施設修繕費補助に係る採択下限値の引上げ（5,000万円 6,000万円）。あわせて採択上限値を廃止。
- ・ 海岸事業について、以下の採択基準の引上げ。
  - 補修統合補助事業（都道府県）：4,000万円以上 4,500万円以上
  - 高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業（市町村）：6,000万円以上 7,000万円以上
  - 海岸環境整備事業：8,000万円以上 8,500万円以上
- ・ 一級河川、二級河川の各統合補助金の統合。
- ・ 準用河川改修事業について、統合補助金化。
- ・ ダム事業については、新規箇所を厳選。

### 都市公園

- ・ 公園に係る補助事業については、防災上の必要性があるもの等を除き、抑制。
- ・ 補助事業の対象となる都市公園整備事業（市町村）の下限の引上げ。  
1億円 2億円
- ・ 都市公園整備、緑地保全事業に加え、新たに民有緑地の公開に必要な施設整備を補助対象とする、「緑地環境整備総合支援事業」（統合補助金）の創設。

## 住宅・市街地

- ・地域の創意工夫を活かしつつ「全国都市再生」という国の重要課題に取り組みため、従来の補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追求した「まちづくり交付金」の創設。
- ・住宅市街地総合整備事業（統合補助金）の創設。
- ・公営住宅の建設・買取・改善と地方公共団体による特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各統合補助金の統合。
- ・特定優良賃貸住宅について、地域の需要動向を踏まえ、新規補助を厳しく限定。
- ・公営住宅について、既存住宅の用地取得費に係る補助を削減。
- ・郊外部の団地開発支援については原則行わないなど、住宅宅地関連公共施設整備について厳しく抑制。

## 下水道

- ・重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、污水处理システムの概成後における污水管きよの単純な維持更新に対する新規の国庫補助負担事業を原則廃止。
- ・水質保全上優先順位が高い地域以外における下水道整備を抑制。

## 空港

- ・ヘリポートに対する補助事業（航空保安施設を除く）の採択基準の引上げ。5,000万円以上 1億円以上
- ・地方空港の整備を厳しく抑制。

## 港湾

- ・中枢・中核国際港湾等以外の重要港湾については、効率的・効果的投資を更に促進するため、小規模な施設について、耐震強化岸壁のような防災・安全上必要な施設など特に重要なものを除き、新規採択を厳に抑制。
- ・港湾施設改良費統合補助について、市町村管理に係る補助の採択基準を更に引上げ。4,000万円以上 5,000万円以上
- ・地方港湾について重点化を進め、実施港数を更に削減。